

猛禽類の餌場環境の整備について

添付資料9

場 所		水辺環境面積(ha)					備 考 (現状等)
		調査時 (現況)	造成工事 着手前	環境配慮実施後			
				造成工事中	維持管理 期間	工業団地 供用時	
水田(現存植生)		0.75	0.20	※3			・確認されていた重要種は、ビオトープ1、2、3に移植した。 ・令和3年度に、休耕田にカエルを移植した。
ビオトープ1 (開発区域内)		(0.08)	(0.08)	(0.08)			・もともと重要種が生息。令和2年度に移植先とした。 ・ホタルが生育。 ・現状では、餌場環境としては不適。
※1 環境配慮 整備箇所	ビオトープ2 (開発区域内)	－	0.02	(0.22)			・もともと重要種が生息。令和2年度に移植先とした。 ・2つある池のうち、通路沿いのものが干上がることがあり、防水シートを施工した。
	ビオトープ3 (開発区域内)	－	0.04	(0.17)			・もともと重要種が生息。令和2年度に移植先とした。 ・防水シートは水路を除き未設置であるが、少ないながらも安定して水量が確保されている。
	休耕田	－	0.50	0.50	0.50	－	・休耕田から水田に回復させるため、令和3年度に畦畔を整備した。 ・獣害対策として金網を設置した。 ・安定して豊富な水量が得られている。
	移植先候補地1	－	(0.02)	0.05	0.05	－	・水たまりを作ったが、日当たりもよく、すぐに干上がってしまう状態。 (ビオトープ1の下流からポンプ(※4)で送水して満水にしても1～2日で干上がる。)
	移植先候補地2	－	－	0.10	0.10	－	・現状未整備 ・水源の確保が必要。
	移植先候補地3	－	0.03	0.05	0.05	－	・既設のビオトープに重要種を移植した。 ・水たまりを作り、令和3年度にはカエルの生育が確認された。 ・水量は少なく、渇水期には水たまりが干上がることもあった。
	※2 進出予定企業 用地内	－		粗造成		0.70ha以上	・水辺環境の新設(企業用地内)
合 計(ha)		0.75	0.79	0.70	0.70	0.70ha以上	－
現況比(%)		100.0	105.3	93.3	93.3	93.3%以上	－

注:面積中の()書きは、水辺環境はあっても、餌場環境として不適のため、面積算定から除外しているもの。

- ※1 休耕田、移植先候補地1、2、3について、施工期間及び維持管理期間中、事業者において整備・維持管理を行うこと。
(水辺形成のための水源確保、防水シートの設置、草刈等を含む)
ただし、その他の場所(ビオトープ1、2、3を含む。)で同等の環境の整備・管理を行う場合は、この限りでない。
- ※2 事業者は、進出予定企業が整備箇所を決めた場合に、粗造成を行うこと。
- ※3 造成による改変をしない場合は、餌場環境として拡張が可能。
造成による改変をする場合は、市が重要種の移殖を行うため、移植先(移植先候補地1、2、3)を整備し、移植に協力すること。
- ※4 ポンプは令和3年に整備したものであるが、使用する場合には、電気契約を別にすること。
維持管理期間が終了する際には、ポンプ(送水管、電気設備を含む。)を撤去すること。